

平成 17 年 3 月 25 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

第 1 回第六種優先株式の割当先等に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(社長 西川善文)は、平成 17 年 3 月 10 日開催の当社取締役会において決議し、同日に公表いたしました第 1 回第六種優先株式(以下、「本優先株式」という。)の発行に関し、割当先及び割当株式数を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本優先株式の割当先及び割当株式数

割当先	割当株式数	払込総額
住友生命保険相互会社	23,334 株	70,002 百万円
日本生命保険相互会社	20,000 株	60,000 百万円
三井生命保険株式会社	16,667 株	50,001 百万円
三井住友海上火災保険株式会社	10,000 株	30,000 百万円
合計	70,001 株	210,003 百万円

本発表資料は、当社の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。

2. 本優先株式の割当先の概要

割当先の名称		住友生命保険相互会社	
割当株式数		23,334 株	
払込金額		70,002 百万円	
割当先の内容	住所	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 35 号	
	代表者の氏名	取締役社長 横山進一	
	基金の額 (平成 16 年 9 月 30 日現在)	2,790 億円 (基金償却積立金を含む)	
	事業の内容	生命保険業	
	大株主及び持株比率 (平成 16 年 9 月 30 日現在)	該当事項なし	
割当先と当社の関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式数	該当事項なし (平成 16 年 9 月 30 日現在)
		割当先が保有している当社の株式数	普通株式 113,241 株 (平成 16 年 9 月 30 日現在)
	取引関係等	取引関係	保険取引
		人的関係	該当事項なし
当該株券の保有に関する事項についての取決めの内容		割当先が本優先株式を第三者に譲渡する場合には、当社による事前の同意を必要とする。但し、本優先株式の払込期日 (平成 17 年 3 月 29 日) 後 8 年目の応答日以降はこの限りではない。	

割当先の名称		日本生命保険相互会社	
割当株式数		20,000 株	
払込金額		60,000 百万円	
割当先の内容	住所	大阪府大阪市中央区今橋三丁目 5 番 12 号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 宇野郁夫	
	基金の額 (平成 16 年 9 月 30 日現在)	7,500 億円 (基金償却積立金を含む)	
	事業の内容	生命保険業	
	大株主及び持株比率 (平成 16 年 9 月 30 日現在)	該当事項なし	
割当先と当社の関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式数	該当事項なし (平成 16 年 9 月 30 日現在)
		割当先が保有している当社の株式数	普通株式 154,389.62 株 (平成 16 年 9 月 30 日現在)
	取引関係等	取引関係	保険取引
		人的関係	割当先の代表取締役会長伊藤助成が当社監査役を兼職。
当該株券の保有に関する事項についての取決めの内容		割当先が本優先株式を第三者に譲渡する場合には、当社による事前の同意を必要とする。但し、本優先株式の払込期日 (平成 17 年 3 月 29 日) 後 8 年目の応答日以降はこの限りではない。	

本発表資料は、当社の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。

割当先の名称		三井生命保険株式会社		
割当株式数		16,667 株		
払込金額		50,001 百万円		
割当先 の内容	住所	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 3 号		
	代表者の氏名	代表取締役社長 西村 博		
	資本の額 (平成 16 年 9 月 30 日現在)	87,280 百万円		
	事業の内容	生命保険業		
	大株主及び持株比率 (平成 16 年 9 月 30 日現在)	< 普通株式 >		
			持株数 (千株)	議決権比率 (%)
	株式会社三井住友銀行	194	14.33	
	中央三井信託銀行株式会社	160	11.78	
	三井住友海上火災保険株式会社	130	9.57	
	三井物産株式会社	100	7.38	
	三井不動産株式会社	100	7.36	
	日本製紙株式会社	50	3.67	
	株式会社北洋銀行	40	2.94	
	東レ株式会社	40	2.94	
	株式会社東芝	40	2.94	
	株式会社名古屋銀行	40	2.94	
	(注) 1. 持株数は記載単位未満を切り捨てて表示しております。 2. 議決権比率は小数点第 3 位を切り捨てて小数点第 2 位まで表示 しております。			
	< A 種株式 >			
		持株数 (千株)	議決権比率 (%)	
	株式会社三井住友銀行	714	-	
	中央三井信託銀行株式会社	335	-	
	三井住友海上火災保険株式会社	15	-	
	三井物産株式会社	10	-	
	三井不動産株式会社	10	-	
割当先 と当社 の関係	出資関係	当社が保有している 割当先の株式数	該当事項なし (平成 16 年 9 月 30 日現在)	
		割当先が保有している 当社の株式数	該当事項なし (平成 16 年 9 月 30 日現在)	
	取引関係 等	取引関係	保険取引	
		人的関係	該当事項なし	
当該株券の保有に関する事項についての 取決めの内容		割当先が本優先株式を第三者に譲渡する場合には、 当社による事前の同意を必要とする。但し、本優先 株式の払込期日(平成 17 年 3 月 29 日)後 8 年目の 応答日以降はこの限りではない。		

本発表資料は、当社の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を
目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域
においても証券の募集を行うものではありません。

割当先の名称		三井住友海上火災保険株式会社		
割当株式数		10,000 株		
払込金額		30,000 百万円		
割当先 の内容	住所	東京都中央区新川二丁目 27 番 2 号		
	代表者の氏名	取締役社長 植村裕之		
	資本の額 (平成 16 年 9 月 30 日現在)	139,595 百万円		
	事業の内容	損害保険業		
	大株主及び持株比率 (平成 16 年 9 月 30 日現在)			発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
			ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行兜町証券決済業務室)	6.37
			日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.22
			日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4.02
			ステート ストリート バンク アンド トラス ト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	3.38
			ステート ストリート バンク アンド トラス ト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行兜町証券決済業務室)	2.35
			日本生命保険相互会社	2.16
		株式会社三井住友銀行	1.72	
		ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	1.47	
		ジェービーエムシービー ユーエスエー レジデ ンツ ペンション ジャスデック レンド 385051 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行兜町証券決済業務室)	1.35	
	住友生命保険相互会社	1.34		
割当先 と当社 の関係	出資関係	当社が保有している 割当先の株式数	該当事項なし (平成 16 年 9 月 30 日現在)	
		割当先が保有している 当社の株式数	普通株式 32,716.86 株 (平成 16 年 9 月 30 日現在)	
	取引関係 等	取引関係	保険取引	
		人的関係	該当事項なし	
当該株券の保有に関する事項についての 取決めの内容		割当先が本優先株式を第三者に譲渡する場合には、 当社による事前の同意を必要とする。但し、本優先 株式の払込期日 (平成 17 年 3 月 29 日) 後 8 年目の 応答日以降はこの限りではない。		

本発表資料は、当社の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を
目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域
においても証券の募集を行うものではありません。

3. 増資による当社発行済株式総数の推移

(1) 増資前の発行済株式総数（平成 17 年 3 月 25 日現在）

種類	発行数（株）
普通株式	6,273,792.49
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第四種優先株式	157,187
合計	7,260,979.49

(2) 増資による増加株式数

種類	発行数（株）
第六種優先株式	70,001

(3) 増資後の発行済株式総数

種類	発行数（株）
普通株式	6,273,792.49
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第四種優先株式	157,187
第六種優先株式	70,001
合計	7,330,980.49

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】
広報部 古舘 TEL 03-5512-2678

本発表資料は、当社の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。

< ご参考 >

1. 三井住友フィナンシャルグループの優先株式発行の概要

株式の名称	株式会社三井住友フィナンシャルグループ第1回第六種優先株式（以下、「本優先株式」という。）																		
発行新株式数	70,001株																		
発行価額	1株につき3,000,000円																		
発行価額の総額	210,003,000,000円																		
発行価額中資本に組み入れない額	1株につき1,500,000円																		
発行方法	<p>第三者割当の方法により、下記適格機関投資家（証券取引法に定義される。）に割り当てる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割当先</th> <th>割当株式数</th> <th>払込総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住友生命保険相互会社</td> <td>23,334株</td> <td>70,002百万円</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>20,000株</td> <td>60,000百万円</td> </tr> <tr> <td>三井生命保険株式会社</td> <td>16,667株</td> <td>50,001百万円</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td>10,000株</td> <td>30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>70,001株</td> <td>210,003百万円</td> </tr> </tbody> </table>	割当先	割当株式数	払込総額	住友生命保険相互会社	23,334株	70,002百万円	日本生命保険相互会社	20,000株	60,000百万円	三井生命保険株式会社	16,667株	50,001百万円	三井住友海上火災保険株式会社	10,000株	30,000百万円	合計	70,001株	210,003百万円
割当先	割当株式数	払込総額																	
住友生命保険相互会社	23,334株	70,002百万円																	
日本生命保険相互会社	20,000株	60,000百万円																	
三井生命保険株式会社	16,667株	50,001百万円																	
三井住友海上火災保険株式会社	10,000株	30,000百万円																	
合計	70,001株	210,003百万円																	
申込期日	平成17年3月28日（月曜日）																		
払込期日	平成17年3月29日（火曜日）																		
配当起算日	平成17年3月29日（火曜日）																		
優先配当金	<p>本優先株式を有する株主（以下、「本優先株主」という。）または本優先株式の登録質権者（以下、「本優先登録質権者」という。）に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下の通りとする。</p> <p>(1) 優先配当金 1株につき88,500円とする。ただし、平成17年3月29日から平成17年3月31日までの期間に対応する優先配当金については、728円とする。</p> <p>(2) 非累積条項 ある営業年度において本優先株主または本優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) 非参加条項 本優先株主または本優先登録質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。</p>																		
優先中間配当金	1株につき44,250円																		
残余財産の分配	<p>当社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録質権者に対し、当社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主または普通株式の登録質権者に先立ち、本優先株式1株につき3,000,000円を支払う。</p> <p>本優先株主または本優先登録質権者に対しては、上記3,000,000円その他、残余財産の分配は行われぬ。</p>																		
消却	<p>(1) 当社は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。</p> <p>(2) 当社は、本優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、本優先株式1株につき3,000,000円で本優先株式の一部又は全部を償還することができる。一部を償還するときは、抽選その他の方法によりこれを行う。</p>																		
議決権	<p>本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。</p>																		
株式の併合または分割、新株引受権等	<p>当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、本優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。</p>																		
優先順位	<p>本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当社の発行する他の優先株式と同順位とする。</p>																		
上記各項については、各種法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。																			

2. 資金使途

当社100%子会社である株式会社三井住友銀行が新たに発行する同行第1回第六種優先株式の購入資金に充当する予定。

本発表資料は、当社の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。